

定 款

株式会社オウケイウェイヴ

1999年 7月 15日 制定

2000年 2月 1日 改正

2000年 2月 15日 改正

2000年 5月 26日 改正

2000年 5月 30日 改正

2000年 6月 17日 改正

2003年 5月 9日 改正

2003年 12月 10日 改正

2004年 9月 29日 改正

2006年 9月 23日 改正

2009年 9月 26日 改正

2012年 7月 1日 改正

2012年 9月 22日 改正

2015年 9月 26日 改正

2017年 9月 23日 改正

2018年 9月 22日 改正

2019年 9月 28日 改正

2021年 6月 28日 改正

株式会社オウケイウェイヴ 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社オウケイウェイヴと称し、英文では OKWAVE, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ウェブサイトの企画、制作、運営及び管理
2. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
3. ソフトウェア業
4. 電気通信事業
5. 広告宣伝の企画、制作及び代理業
6. 企業の販売促進の企画
7. イベント、セミナーの企画、運営及び実施
8. 各種コンテンツの企画、制作、販売及び配信
9. インターネット等を利用した顧客対応業務及びマーケティングリサーチ業務
10. インターネット等を利用した通信販売及びオークションの企画及び運営
11. 古物営業法に基づく古物の売買
12. 通訳及び翻訳業
13. ブロックチェーン、暗号資産の開発及び関連する事業
14. 各種事業、有価証券等への投資及び運用
15. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、36,000,000 株とする。

(単元株式数)

第6条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会決議によって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第 8 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 9 条 当会社の株式に関する取扱は、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招集の時期)

第 10 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 11 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

(招集権者及び議長)

第 12 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 13 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提

出しなければならない。

(議事録)

第 16 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 17 条 当会社は、取締役会を置く。

(員数)

第 18 条 当会社の取締役は 9 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(役付取締役)

第 21 条 取締役会の決議によって、取締役の中から、取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて、取締役会長を 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第 22 条 取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

- ② 取締役会の決議によって、取締役の中から会社を代表する取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半

数をもって行う。

- ② 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(顧問・相談役)

第 28 条 取締役会の決議によって、顧問・相談役若干名を置くことができる。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第 30 条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

(員数)

第 31 条 当会社の監査役は 4 名以内とする。

(選任方法)

第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間と同一とする。

(常勤の監査役)

第 34 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(報酬等)

第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 39 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 40 条 当会社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第 41 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 44 条 当会社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 45 条 当会社の期末配当の基準日は毎年 6 月 30 日とする。

(中間配当)

第 46 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 12 月 31 日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 47 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。